

# ドイツの二段階訴訟制度の紹介

ディルク・シュスラー＝ランゲハイネ、ミハエル・ファイファー〔翻訳：西田加代子〕『ドイツ訴訟実務：特許権侵害に対する損害賠償の請求－「損害賠償責任の確認判決」と「損害賠償請求」の二訴訟制度について－』(Law and Technology No.85 2019/10)を基に作成

# ドイツ「二訴訟制度」の概要

## (1) 特許権侵害訴訟と確認申立て

- 原告は、特許権侵害訴訟では、通常、裁判所に対し、被告の侵害行為の差止め、侵害品のリコール、侵害品の販路からの除去・廃棄および特許権侵害に対する損害賠償支払義務を認める確認判決並びに侵害行為に係る情報と会計文書を原告へ提供することを命じるよう請求する。
- 上記情報とは、侵害品の出所及び販路に係るすべての情報であり、損害賠償金額計算に必要な会計文書の提出も命じられる。この情報が開示されると和解に至ることが多い。交渉決裂の場合は、第2の損害額訴訟が提起される。
- 当該情報および会計文書の提出に係る請求は、以下の異なる目的および法的根拠による2種類の請求が同時に行われる。
  - ①侵害品の出所および販路（予定されていた販路を含む）に関する情報提出（ドイツ特許法140b条）
  - ②信義誠実の原則（ドイツ民法242条）に基づく会計文書の提出

# ドイツ「二訴訟制度」の概要

## (2) 判決の執行と和解交渉

- 損害賠償義務確認判決の主文は、通常、「被告は、原告に対し [特許付与を示す公告の日から1月より後] から行った [対象の実施形態] をドイツ連邦共和国内において製造、提供、販売、輸入する行為について、原告が被ったすべての損害であって、既に発生した損害及び生じ得る損害のすべてを賠償する義務を負う。」となる。この主文は、次の訴訟で執行可能な判決内容を得るための根拠となる。
- 判決の主文において、侵害行為の停止および情報と会計文書の提出命令を含む他の部分は、判決確定前であっても仮執行ができる。第1審判決を仮執行するために、原告は銀行保証等の担保を入れなくてはならない。
- 仮執行については、判決が覆った場合は、原告に損害賠償義務が生じることがあるため、情報と会計文書の提出についてのみ仮執行を求めることも珍しくない。被告が命令に従わない場合、原告は強制執行を被告に命じるよう裁判所に求めることができる。原告への会計文書の提出により、被告のセンシティブな企業情報が洩れる。また、原告に機密情報を渡しても、情報の機密性を保護する手段はないため、良識ある当事者は、その前に和解交渉を行い、和解に至ることは珍しくない。。

# ドイツ「二訴訟制度」の概要

## (3) 損害賠償請求訴訟（第2訴訟）

- 特許権侵害訴訟の判決に基づいて和解に至ることができない場合、原告は適切な時期に被告に対し第2の別の訴訟を提起することができる。
- 第2訴訟の裁判所の主文は、「被告は、原告に対し、[ユーロ] と利息を支払え。」である。
- 第1訴訟の損害賠償義務の確認判決は、実質的確定力を有する（独民訴322条）ため、被告は、第2訴訟で、特許の侵害を争うことはできない。
- 原告は、第2訴訟において、逸失利益、侵害者が得た利益、相当なライセンス料の額のうちのいずれかの算定方法を自由に選ぶことができる。

# ドイツ「二訴訟制度」の形成と法的根拠

- 「二訴訟制度」は法令条項ではなく判例により形成されてきた。ライヒ最高裁判所は、1923年の判決において、情報の提出請求を信義誠実の原則により認めた。
- ドイツでも、損害賠償額の支払いを請求する直接的な保護が可能な場合は、確認の利益は認められない。しかし、ドイツ連邦裁判所は、知的財産法の領域において、手続の効率・簡素化のため、確認判決に係る原告の確認の利益を認めている。確認判決は、その他の不法行為法の領域では一般的ではない。
- また、中間判決は、侵害について実質的確定力がないため、実務的ではない。
- 2訴訟制度は、消滅時効についても、特許権者に極めて有利である。

# 終わりに

- 2訴訟制度は、ドイツの特許訴訟にとり重要であり、損害賠償額の算定に関して判断する必要がないため、ドイツでは迅速に特許権侵害訴訟を行うことができ、被告の責任の有無の認定に注力することができる。
- 侵害訴訟の初期に、被告による侵害行為の範囲全体が不明確であっても、被告が過去の侵害行為に係る全情報と会計文書を提出する広い義務を負うため、原告は、一つの侵害の行為が実際に行われたと示すだけで、相当な損害賠償額を請求することができる。
- 二訴訟制度により、当事者らが損害賠償額の算定に係る情報を有し、当該情報に基づき、第1訴訟の判決後、およそ9割の事件が和解で解決する。
- 侵害訴訟では、無効判断をしないので、被告が、一審判決の仮執行による会計文書の提出等を避けるべく、不利益な和解を強いられることがある。この問題は、無効を判断する連邦特許裁判所が、一審判決前に暫定見解を示す文書を発行することにより解決すべきである。